

あいおいニッセイ同和の年金傷害

確定拠出年金用傷害保険

商品提供会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

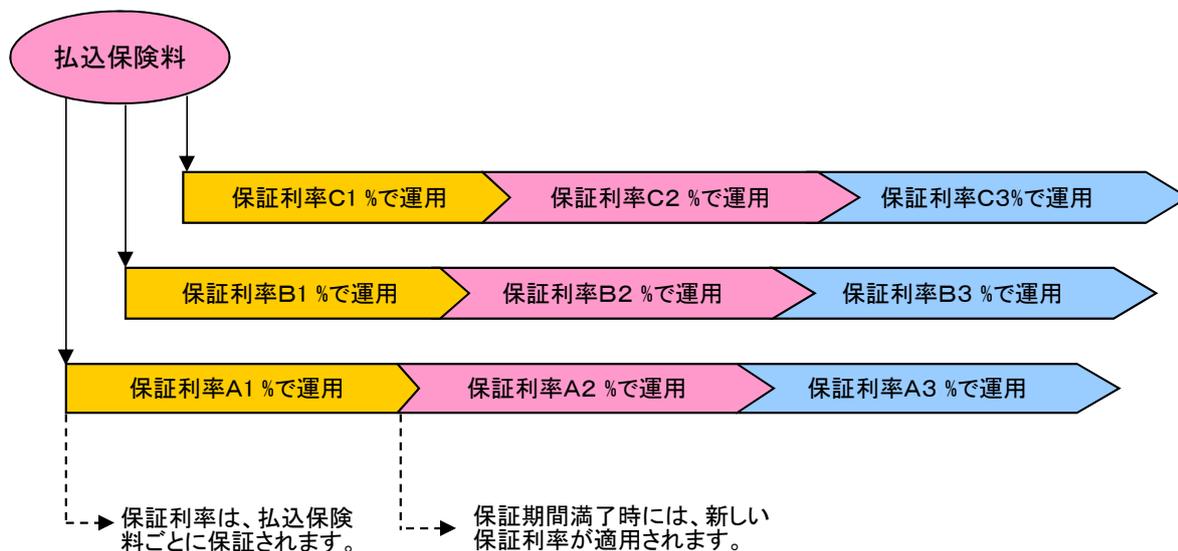
本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

- ① 毎月の拠出金(払込保険料)に対し、払込時に適用された「保証利率」を保証期間満了時等において保証する保険です。
- ② 保証利率は、設定時の金利情勢等に応じて毎月決定されます。一度設定した保証利率は、5年の保証期間中変更されることはありません。
- ③ 保証期間満了後は、新たな保証利率が自動的に適用されます。
- ④ 他の商品へ預替え(スイッチング)する場合、保証利率は適用されず経過期間に応じた返れい金をお支払いします。返れい金は通常、積立金(払込保険料とその利息)を下回ります。ただし、商品提供会社により元本は保証されており、返れい金が払込保険料を下回ることはありません。
- ⑤ 転退職等により、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、積立金残高が移換されます。
- ⑥ 不慮の事故によるケガのために死亡された場合には、事故日の積立金残高の1.1倍を保険金(死亡一時金)としてお支払いします。
* 保険金をお支払いする条件等については、後記「14.保険金のお支払いについて」をご参照ください。

【商品の説明図】

毎月の拠出金(払込保険料)に、金利情勢等に応じて決定された保証利率が適用されます。



- * 保証利率の適用や、返れい金の計算は払込保険料ごとに行われます。(後記「注1:保証利率の適用について」をご参照ください。)
- * 保証利率とは、契約管理等に係る諸費用が控除された後の実質利率です。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、この保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料はあいおいニッセイ同和損害保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

あいおいニッセイ同和の年金傷害

確定拠出年金用傷害保険

商品提供会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

2. 保険の種類

確定拠出年金法及びその政省令に定める元本確保型の運用方法に該当する損害保険契約です。

3. 拠出単位/拠出限度額

- ・ 拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・ 毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。
(払込の一時中断も可能です。)
- ・ 他の商品からの預替え(スイッチング)についても、金額の制限はありません。

4. 保険期間

第1回払込保険料の約定日(通常、拠出日の翌営業日)から、ご契約者が指定した保険期間満了日まで(5年以上)です。

5. 保証利率の決定/適用

- ・ 保証利率は、金利情勢等に応じて、毎月決定されます。
- ・ 当月の保証利率は、約定日が当月となる払込保険料に適用されます。
* 保証利率は契約管理等にかかわる諸費用を予め差し引いた後の実質利率です。

6. 保証利率の適用期間

保証利率は5年間適用されます(期中で変更されることはありません)。

7. 保証期間満了時の取扱い

- ・ 保証期間満了時の金利情勢等に応じて、新たな保証利率が自動的に設定され、適用されます。
- ・ 新たに設定される保証利率は、次の保証期間満了時まで保証されます。

8. 持分の計算方法

- ・ 積立金は、元本に、保証利率を乗じて求めた利息を加えて計算されます。
- ・ 他の商品へ預替え(スイッチング)する場合、保証利率は適用されず経過期間に応じた返れい金が持分となります。

9. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・ 預替え(スイッチング)による解約は全部あるいは一部について随時可能です。
- ・ 解約の際には、保証利率は適用されず経過期間に応じた返れい金が支払われます。返れい金は通常、積立金(払込保険料とその利息)を下回ります。ただし、商品提供会社により元本は保証されており、返れい金が払込保険料を下回ることはありません。
* 一部解約の場合には、保険料払込日の古いものから順次取り崩していきます。払込保険料ごとに解約を指定することはできません。
* 実際に解約の際のお受取金額等については、記録関連運営管理機関のWeb、コールセンターでご確認ください。

10. 中途退職時の取扱い

転退職等により、個人型年金や他の企業型年金に移換する場合には、その時点での積立金残高が移換されます。

11. 運用勘定

この商品は特別勘定に属するものではありません。

12. セーフティーネットの有無

- ・ この商品は、損害保険契約者保護機構による補償対象です。
- ・ 損害保険会社の経営が破綻した場合など業務または財産の状況が変化した時には、保険金・満期返れい金・解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険会社が経営破綻に陥った場合、損害保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取りになる保険金・満期返れい金・解約返れい金等が削減されることがあります。
なお、詳細については「損害保険契約者保護機構: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館内 tel03-3255-1635」までお問い合わせください。

■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、この保険の勧誘を目的とするものではありません。

■ 本資料はあいおいニッセイ同和損害保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

あいおいニッセイ同和の年金傷害

確定拠出年金用傷害保険

商品提供会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

13. 給付について

給付事由により、下表のとおり返れい金、またはケガによる死亡の場合に保険金をお支払いします。

確定拠出年金制度上の取り扱い		給付の種類	本商品での取扱い～返れい金等の種類
給付事由			
I 老齢		老齢給付金	返れい金(積立金残高を取り崩してお支払いします。)
II 障害		障害給付金	
III 死亡	ケガ	死亡一時金	保険金(事故日の積立金残高を1.1倍した金額をお支払いします。)
	病気等		返れい金(積立金残高を取り崩してお支払いします。)
IV 脱退		脱退一時金	返れい金(積立金残高を取り崩してお支払いします。)

* 老齢給付金、障害給付金は年金または一時金でお支払いします。

* 老齢給付金、障害給付金を年金でお受け取りになる場合は、「積立金残高」の一部を取り崩してお支払いします。

14. 保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
事故によるケガのため被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	事故の発生日の積立金残高を1.1倍した金額	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者または被保険者の遺族の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 被保険者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 被保険者の妊娠、出産、早産、流産 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

* この保険はケガ(急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害)による死亡を対象とするものです。病気による死亡は保険金お支払いの対象になりませんのでご注意ください。

* 病気による死亡を含め、保険金をお支払いする事故以外の原因によって亡なられた場合には、返れい金として死亡時点での積立金残高をお支払いします。

* 保険金をお支払いできない主な場合については、後記「注2: 保険金をお支払いできない主な場合について」をご参照ください。

15. ご加入に当たってのご注意

(ご契約形態)

この保険契約は、確定拠出年金法に定める資産管理機関(以下「資産管理機関」といいます。)をご契約者とし、確定拠出年金法に定める加入者等を被保険者(補償の対象となる方)とします。

(死亡保険金のお支払先)

死亡保険金は商品提供会社から資産管理機関に支払われ、資産管理機関より被保険者の確定拠出年金法に定める遺族に確定拠出年金法に定める死亡一時金(の一部)としてお支払いします。

(ご契約の中途終了)

・死亡保険金をお支払いした場合はその被保険者に係る積立金および返れい金はお支払いできません。
 ・保険金をお支払いする事故以外の原因によって亡なられた場合には、その時点での積立金残高をお支払いします。

(保険責任開始時期)

保険責任の開始日(第1回払込保険料の約定日)よ

り前に発生した事故については、保険金はお支払いできません。

(保険証券等の発行)

この保険契約については、加入者ごとに保険料領収証および保険証券は発行されません。

(事故が発生した場合の手続き)

「保険金をお支払いする場合」に該当する事故が発生した場合には直ちに運営管理機関にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、それによって商品提供会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、事故状況調査および保険金の請求等のために所定の書類を商品提供会社もしくは運営管理機関へご提出いただくことがあります。

(約定日)

保証利率の適用、積立金の計算(保証期間の経過等)は、払込保険料の約定日(通常、拠出日の翌営業日)を基準に行われます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、この保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料はあいおいニッセイ同和損害保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

あいおいニッセイ同和の年金傷害

確定拠出年金用傷害保険

商品提供会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

本商品は元本確保型の商品です

注1:保証利率の適用について

保証利率の適用や返れい金の計算は、払込保険料ごとに行われます。したがって、加入者持分の積立金や返れい金は、払込保険料ごとにまず計算され、各払込保険料の計算結果を合計することによって求めます。

注2:保険金をお支払いできない主な場合について

次の(1)から(11)に掲げる事由のいずれかによって発生した傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1)被保険者または被保険者の遺族の故意または重大な過失
- (2)被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- (3)被保険者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故
- (4)被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- (5)被保険者の妊娠、出産、早産、流産または商品提供会社が保険金をお支払いすべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- (6)被保険者に対する刑の執行
- (7)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (8)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9)核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10)上記(7)～(9)の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- (11)上記(9)以外の放射線照射または放射能汚染

(注1)核燃料物質には使用済燃料を含みます。

(注2)核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、この保険の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料はあいおいニッセイ同和損害保険㈱が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。